

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について

令和3年4月23日

保健福祉部

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正に伴い、経過的指定障害者支援施設（※）において指定就労継続支援A型を提供する場合における運営の基準を追加するほか、必要な規定の整備を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 一部改正をした条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (4) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）
- (5) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）

3 改正の内容

- (1) 経過的指定障害者支援施設が就労継続支援A型を提供する場合における運営基準として、次の内容を定める。
 - ア 就労の機会の提供に当たって、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならないものとする。
 - イ 生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとする。
 - ウ 賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないものとする。
 - エ 事業の目的、運営の方針等の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならないものとする。
 - オ おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。
- (2) 経過的障害者支援施設について、(1)に準じた改正を行う。
- (3) その他規定の整備を行う。